



Title	「家」制度研究における政治史と法制史の対話：福島正夫著『日本資本主義と「家」制度』再訪
Author(s)	山中, 仁吉
Citation	北大法学論集, 71(3), 223-236
Issue Date	2020-09-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/79347
Type	bulletin (other)
File Information	lawreview_71_3_06_Yamanaka.pdf



[Instructions for use](#)

「家」制度研究における 政治史と法制史の対話

—— 福島正夫著『日本資本主義と「家」制度』再訪 ——

山中仁吉

I. はじめに

家族を紹介しろと言われたら、あなたならどのように答えるだろうか。未婚で両親が健在であれば、両親が家族であると答えるであろうし、もし兄弟姉妹がいるのであれば彼らを挙げることになるだろう。すでに兄弟姉妹が結婚している場合には、彼らを家族として他人に紹介しないかもしれないし、あるいは彼らの配偶者やその子どもも含めて家族と考えるかもしれない。このほかに祖父母を挙げる人もいるかもしれない。そのとき母方が父方もしくはその両方のいずれかを家族として捉えるかは人それぞれだろう。既婚者であれば配偶者の家族や自分の子どもや孫などが増え、どこまでを家族と捉えるかはより複雑になるだろう。さらに血縁・夫婦関係だけでなく、経済状況や信頼関係の差異によっても誰を家族と考えるかは変わってくるのではないだろうか。

このように家族は多様な実態を持つのであるが、中央／地方政府は「国民」の管理という目的のもと家族を鑄型にはめ込む。たとえば戸籍は通常夫婦およびこれと氏を同じくする未婚の子を単位として編成され、本籍や氏名、出生に加え、戸籍筆頭者との続柄が記載される。また2020年4月に新型コロナウイルス感染症に関する経済対策として、個人に10万円を特別定額給付金として給付することが決まったが、給付を受け取る受給権者は個人ではなく、個人の属する世帯の世帯主とされた。

制度としての家族は国民を規律する重要なものだが、意外にもこれが形成される起源を探った日本史研究は多くない¹。そのためその起源を知りたいければ

最近の研究ではなく、古典的な研究にあえて立ち戻る必要がある。その際、制度としての家族は多くは法律によって規定されてきたため、法制史の研究を参照することになる。これに関して石井紫郎や利谷信義などによる重要な研究があるが²、本稿では明治初期における「家」制度の形成の研究を牽引し、法社会学や政治史にまで目配せした重要な著作を数多く残している福島正夫に注目する。

そこで本稿では福島正夫著『日本資本主義と「家」制度（再版）』（東京大学出版会、1969年）をとりあげる³。法制史家福島正夫（1906～1989）は戦後における「家」制度研究を牽引した人物の一人である⁴。福島は1929年に東京帝国大学法学部を卒業し、会社勤めをするが、治安維持法違反で辞職したあと、我妻栄の指導の下に明治初年の土地制度論の研究を開始した。この研究の中で、土地に対する前近代的拘束の一環として、家族制度の持つ意味に着目し、福島の家族制度研究は始まった。1952年、福島は代表者となり「家」制度研究会を創設した。本書はこの研究会における共同研究の一つの成果であり、個別に発表された論文を集成した論文集である。研究会は本書のほかにも研究成果として当時において三つの資料集を刊行しており⁵、本書はその資料集の成果を存分に活かした

¹ 戸籍制度を扱う日本史研究として遠藤正敬『戸籍と国籍の近現代史』（明石書店、2013年）があるが、これは戸籍がいかなる思想と機能をもって「日本人」なるものを支配しようとしたのかを歴史的に検討し、「日本人」とは何かを問い直すものであり、戸籍あるいは制度としての家族の形成過程を解明するものではない。

² たとえば石井紫郎「「イエ」と「家」」『日本国制史研究Ⅲ 日本人の法生活』（東京大学出版会、2012年、初出笠谷和比古編『公家と武家Ⅱ—「家」の比較文明的考察』思文閣出版、1999年）や、利谷信義（福島正夫と共著）『明治以後の戸籍制度の発達』『家族問題と家族法Ⅲ 家事裁判』（酒井書店、1957年）など。

³ 本書は1967年に初版が出ているが、「再版序」によると、再版を機に「誤植のみならず内容的なミスおよび遺漏、初版以後に出た参考文献の補充などを、技術上許される範囲内でおよぶかぎり行った」とあり（p.1）、内容上趣旨の大きな変更はないが、読解の上で重要な修正があると考えたため、本稿では1969年の再版を扱うこととする。

⁴ 福島の家族制度研究の歩みについては、利谷信義「解説」『福島正夫著作集 第二巻 家族』（勁草書房、1996年）を参照した。

⁵ 福島正夫編『「家」制度の研究 資料編一』（東京大学出版会、1959年）、同編『「家」制度の研究 資料編二』（東京大学出版会、1962年）、同編『「家」制度の研究 資料編三』（東京大学出版会、1967年）。

実証的な記述となっている。詳しい検討に入る前にまずは次節で本書の内容を紹介する。

Ⅱ. 本書の構成と要約

はじめに以下に目次を掲げる。

序説

第一部 戸籍制度と「家」制度

第一章 戸籍制度の発展と「家」制度

第二章 幕政改革、廃藩置県と戸籍法—明治四年戸籍法の歴史的前提

第三章 明治四年戸籍法の成立

第二部 維新の土地改革と「家」制度

第四章 地租改正と「戸主の法」

第三部 国家機構と「家」制度

第五章 徴兵令および戸長制と「家」制度

第六章 公法諸制度と「家」制度

第四部 日本資本主義の発展と「家」

第七章 山村の「家」と資本主義—飛騨白川村の分家事件を通じて

第八章 財閥家憲と「家」制度

第九章 現代都市家族の近代性と前近代性—「家」意識の問題を中心として

本書は大きく四部構成になっている。第一部から第三部までは法制度上で規格化された「家」制度がとりあげられ、第四部では歴史的・社会的な実在としての「家」が実態調査から考察される。

まず序説では、「家」および「家」制度の概念が極めて不明確かつ多義的であることから出発し、一応のところ「家」制度は「国家法であり、中央集権的な日本国家で一律に規格化され法制化されたところの制度」(p.2)であると説明される。制度上の「家」は現実の「家」から遊離した理念的なものであるが、国家法たる戸籍をもってその法的な実効性を保障される。「家」制度の観念性はイデオロギー的な性質を帯びてゆくが、経済から遊離したものではなく、資本主義の発展と「家」制度は緊密な関連があるという。

第一部では、戸籍制度が検討される。第一章は、明治維新から戦後までの戸

籍制度の変遷を概観している。戸籍制度は「それぞれの時代にそれぞれの社会とそこにある国家権力の政治を反映すると同時に、その政治の用具としての機能を果たしてきたし、またいまも果たしている」(p.19)との冒頭での言葉は、著者の問題意識を表現しており、本書は戸籍制度の社会的・歴史的な前提を意識した記述となっている。

第二章は、戸籍が明治維新の変革の中で幕藩体制のものからいかにして改編されていったのかを、藩政改革から廃藩置県へと至る過程において検討している。藩政改革については、和歌山藩や高知藩、福井藩の改革がとりあげられ、「四民平等」の精神のもと封建的身分制限の撤廃が進められた様が明らかにされている。

第三章は、この改革の流れを前提として明治4年に制定された戸籍法を分析している。とくに戸籍法の前身である京都府戸籍仕法や東京府戸籍法令などと戸籍法を対比し、その特徴点を明らかにし、過渡的法として戸籍法を位置付ける。

第二部は第四章のみであり、地租改正における地券方式による土地の個人所有の原理と、家産観念を中心とした「家」制度の原理との関係を扱っている。個人の原理を重視する太政官・大蔵省と「家」制度の原理に固守する司法省・内務省との対立過程から、政府がいかにしてこの関係を処理し、妥協させていたかが検討されている。

第三部は、明治以降の国家制度の発展において「家」制度の果たした役割を検討している。第五章では、地方統治の末端機構となった戸長制度と、徴兵制と「家」制度の関係が、第六章では、刑法、税制、選挙といった公法諸制度と「家」制度の関係が明らかにされている。

第一部から第三部の制度上の「家」の議論を前提として、第四部では、「家」制度研究会における実態調査の成果をもとに、社会的な実在である「家」と日本における資本主義の発展との関連が検討される。第七章では、農村の「家」、とくに大家族制が行われていた白川村での「家」を分家事件から分析する。第八章は、日本の財閥の家憲からその「家」を考察する。第九章では、東京と川崎の二つの地域での実態調査に立脚し、都市に居住する近代産業の労働者の家族が分析される。

「家」の実態を探る第四部を除き、第一部から第三部で制度としての「家」を扱っているが、その半分は「家」制度を規律する戸籍法自体ではなく、土地所有、

徴兵制、公法諸制度といった分野との関わりから論じられている。このような隣接分野の研究は、それ自体として「家」制度研究とは必ずしも関連せずに発展してきたであろう。冒頭で古典に立ち返る必要性を述べたが、隣接分野で研究が進展していることを踏まえ、本稿では政治史を中心とした隣接分野の近年の成果と合わせて位置付けることで「家」制度研究の「未発の可能性」を探りたい。

Ⅲ. 「未発の可能性」を求めて

1. 地租改正と「家」制度

著者の「家」制度への関心は土地制度研究に発している。その最初の仕事として1941年に「明治初年の地租改正に於ける土地改革に就いて」を著したという⁶。さらに1950年にはこの論文の一節を拡充し「明治初年の土地所有と家族制度」(『法学志林』48巻3号)を発表した。本項では、戦後の「家」制度研究の嚆矢となった、第四章で展開された土地所有における「家」制度の在り方をめぐる問題に焦点を当てる。

廃藩置県後、土地政策は大蔵省が主管し、地租改正によって現物貢租は金納地租形態に改められた。土地所有はすべての人に等しく認められ、土地の売買を自由とするとともに、その手段として地券の制度が作られた。地券とは、府県が各筆の土地につき発行しその所有権を証明する政府の証券であって、土地に関する情報と所有者の氏名が記載される。それではこの地券は何を基礎としてだれに交付されたのか。前者について交付の根拠は幕藩領主が作成保持する検地帳によった。検地帳とは貢納すべき土地につきその所在や持主名などが石高とともに記載された村単位の帳簿である。ここに記された持主名は「家」の名前としての性質を持つものであり⁷、これに苗字を加えた名前が地券に転記されることになる。したがって、検地帳から地券への転記は「家」の同一性を表象するものであって、持主名は戸主である。つまり地券に表示される土地は「家」およびその代表者たる戸主のものとなる。

⁶ 利谷・前掲註(4) p.499。

⁷ 著者は「検地当時の名前が代々ひきつがれるものと、相続また分家によって変更するものと、また売買により他人に移るものと、いろいろであるが、当時において、それらはすべて「家」の名前の性質をもっていた」(p.135)と言う。

このような地券の制度について、明治6年末に神奈川県から大蔵省に対して伺いが出された。伺いの内容は、明治5年の布告によって土地売買の自由が許されたが、その売買自由とは戸主にしか存在しないのか、それとも家族員も土地を買い受け所有し処分する権利を持つのかというものであった。これについて大蔵省はさらに太政官に伺いを立て、太政官は次のような指令を出した。非戸主であっても私財をもって買い受けた土地や私有する土地を売買譲渡することは自由であるが、取引に当たっては売買証書に戸主の連印を要する。太政官は「家」の原理と個人の自由な土地所有との矛盾に対して妥協的な方法を選択したのである。著者は、この二つの原理の対立がより顕著となったという二つの事案をとりあげている。この二つの事案を簡単に確認し、考察を行う。

まず、明治8年に敦賀県から内務省に伺い立てられた養子離縁の際の財産処置である。これは離縁となった元養子戸主がその養家の家産たる土地を離縁後の新戸主に名義変更を拒否した事案である。内務省はこれを検討し、太政官へ伺いを立てた。そこで内務省は戸主名受け地券と非戸主名受け地券との二種類を認め、全国の土地の大部分は戸主名受け地券すなわち家産とし、養子戸主の離縁の際には非戸主名受け地券としての持ち帰りを許すべきではないとした。次に、隠居相続の場合に、通常土地売買のとく同じく地券書替の手続きを経なければ移転しないという太政官布告に対して、司法省が「家」の原理の貫徹を求めて改正を要望した。司法省は、家督の相続によって戸主になった後は、その「家」の財産は前戸主の生死にかかわらず相続者である新戸主に存するとしたのである。

第一に、著者は、明治初年の土地制度において「家」の原理と個人的所有との対立に注目するが、「家」的所有すなわち戸主による土地所有は法制度上どのように規定されていたのかという疑問が生ずる。検地帳から地券に戸主の名前が転記されたという事実は、現実において戸主による土地所有が行われていたとは言えるが、政府による土地政策に「家」の原理が存在したことにはならないのではないか。事実としての「家」的な土地所有ではなく法制度、政策における「家」的土地所有すなわち「家」の原理を考察することで、政策上の「家」的土地所有と戸籍制度との政策上の関連を探ることができるのではないだろうか。

第二に、太政官、内務省、司法省は土地所有についてそれぞれ異なる立場をとっているが、なぜこのような立場の違いが生ずるのであろうか。各官省にど

のような論理が存在したのかを検討することで、土地政策における「家」の在り方を総体的に明らかにすることができるのではないだろうか。その際、丹羽邦男が、明治初年の租税改革と地租改正を開明官僚の形成や一連の改革政策の中で問い直したように⁸、土地政策を政治過程に位置付けることで具体的な政策実施過程が明らかになるのではないか。

また、地租改正事業の実務を担当した地方官と中央政府との間、また地方官の間でも地租改正への対応は異なってくるであろう。地方官の対応について、御厨貴氏は、明治9年に行われた府県統廃合や地方官の任期の長期安定化が、中央政府の意向を各地方に迅速に反映しやすくさせると同時に、地方官の中央政府からの相対的独立傾向を促したことを指摘する。この改革は地租改正事業に反映され、中央政府による一方的な施策に対して地方官と地元農民は批判を行い、地方ごとに各種の対応をした⁹。中央からの自由度や地元農民との緊張関係に応じて、地方官の対応に差異が生じるのである。この地方官の行動や中央官省とのやり取りを検討していくことで、中央地方関係を問い直すことになるのではないか。

最後に、また丹羽は、地租改正を含む改革を行った開明官僚について、彼らの近代化構想は「王土王民」論に立脚していたことを明らかにしているが¹⁰、「王土」の下で土地の「私有」とはいかに行われるのかといった問題が生じてくる。この観点からすると、第一点目で政策における「家」的所有の解明の必要性を説いたが、「家」的所有と個人の所有の対立という構図は果たして適切なのだろうか。「王土王民」論の存在を前提としつつ、政策においていかなる所有形態が企図されたのかを問い直す必要がある。この問題に取り組む際には、石井紫郎氏の所有権に関する一連の研究が参考になるだろう¹¹。

⁸ 丹羽邦男『地租改正法の起源』（ミネルヴァ書房、1995年）。

⁹ 御厨貴「地方制度改革と民権運動の展開」『明治史論集』（吉田書店、2017年、初出 井上光貞ほか編『日本歴史大系 第4巻近代I』山川出版社、1987年）pp.140-146。

¹⁰ 丹羽・前掲註（8）第4章。

¹¹ たとえば石井紫郎「土地の「私有」とは何か」『中央公論』94（6）号1979年、同「近代国家の形成」『日本国制史研究Ⅱ 日本人の国家生活』（東京大学出版会、1986年、初出同編『日本近代法史講義』青林書院新社、1972年）、同「西欧近代的所有権概念継受の一齣」『日本国制史研究Ⅲ 日本人の法生活』（東京大学出版会、2012年、初出『季刊 日本思想史』創刊号1976年）。

もっとも、横山百合子氏のような近年の社会史研究が示すように、明治新政府による人民把握政策は、「開明官僚」たちによる一貫した近代化プログラムに維新直後から則ったわけではない。むしろ、いったん試みられた身分制の再編による対応が困難に直面することで、はじめて近代化（身分制の廃棄）政策が廃藩置縣期に始動したのである¹²。

2. 徴兵制と「家」制度

本書によると、明治前半期の国家機構の発展において「家」制度が果たした役割は顕著であった。各種国家制度のなかで第五章として一章を与えられるのが、徴兵制である。まず、本書が徴兵制と「家」制度がいかなる関係にあると説明しているのかを確認しながら、両者の関係を検討することの意義について述べる。

維新政権の急務は統一国軍の創設と殖産興業であった。前者について、兵員確保のため、四民平等のスローガンのもと士民の区別なく兵員をとることが要請された。国民の大多数を占める農民は納税に加え、兵役が課されることになった。徴兵が本質上貢納にひとしい賦役の一種であったため、その課徴方法は「家」と基本的には一致すべきであった。ここにおいて徴兵制と「家」制度の関係が浮上する。

兵役という義務は一家の労働力を奪うことを意味する。このことは農業生産の拡大や農民の担税力に障害をもたらす。ここで殖産興業と統一国軍の建設との間に矛盾が生ずる。この解決方法として、徴兵令において戸主免役の制度が求められた。戸主免役の制度が規定されたことで徴兵令は「家」制度と密接な関連を持つ。著者は、民法典が存在しない当時において現実の民法の在り方を規律していた点をもって、明治22年の戸主免役の制度の廃止に至るまでのこれらの規定と関連法令を「徴兵民法」と称している（p.188）。戸籍法やその関連法規を除き身分を規律する法令が存在しないなかで、「徴兵民法」と呼ばれる徴兵令を分析することは、明治初期の「家」制度を問い直すことになるだろう。

軍当局は兵員の確保のために戸主免役の制度の縮小に躍起になった。一方で

¹² 横山百合子『明治維新と近世身分の解体』（山川出版社、2005年）。さらに、近代移行期の身分制解体という横山氏の視角を引き継いで「制度変容」と解釈した松沢裕作氏はそうした「制度」論的な視角を近年、地租改正政策や家族政策にも敷衍している。

人民にとって徴兵は一家の労働力を奪う一大事であったため、免役制度を利用して徴兵逃れを盛んにおこなった。このような状況に鑑みると、当時の徴兵令を検討することは、「家」制度というフィルタを通して軍隊と国民の関係を解き明かすことになる。これに関して、大江洋代氏は、国家における軍の位置づけと近世期の社会の感覚が残存していた地域社会での「国民軍」の受容やその郷土化という軍と国民の関係を結びつけ、明治期日本における軍の近代化を総体的に論じた¹³。それゆえ軍と国民の関係を見る際には、国家における軍の統御の問題にも目配せする必要がある。

ここまでで徴兵制と「家」制度の関係について確認し、研究の意義について述べたが、ここからは本書に述べられた、より具体的な論点を二つ紹介し、議論の問題点や発展可能性を指摘したい。

第一に、徴兵令を含む身分関係立法の修正への軍の圧力である。上述したように徴兵の基礎には「家」があった。しかし、当時「家」を規律していた戸籍法は、徴兵を行う軍にとっては詳密ではなく不完全なものだった。そのため軍は身分関係法令の改正に積極的に干渉し、徴員の減少の原因となると考えていた戸主免役を含む免役条項の削減に取り組んでいったのである。具体的には明治8年10月に陸軍省が内務省に免役条項の縮小を要求し、さらに明治14年9月には陸軍卿の大山巖が戸籍法は「混淆錯雑」と述べ、その改正を要求した。

その後も改正要求は続き、免役条項は消滅に至るが、著者はこの過程を免役条項という「家」への譲歩の完全な「撤回」と評価する(p.229)。この評価は、加藤陽子氏によって夙に指摘されているように¹⁴、軍の要求と免役条項を二項対立的にとらえている点で問題である。軍は兵員の確保のために免役条項の縮小を要求したというが、政府には板垣退助のように士族による義勇兵制を主張している者もあり、政府内で必ずしも国民皆兵の実現について一致していたわけではないのである。それゆえ誰によってどのような要求がなされたかより実質的に吟味する必要がある。また「家」への譲歩」とあるが、当時において「人民大衆」の中に確然たる「家」があったのだろうか。著者が述べるように「家」とは政府が作り出した制度であった。徴兵令の免役条項は、「家」との対立そして譲歩として生まれたのではなく、まさに「家」を創出し規定する役割を果

¹³ 大江洋代『明治期日本の陸軍—官僚制と国民軍の形成』（東京大学出版会、2018年）。

¹⁴ 加藤陽子『徴兵制と近代日本』（吉川弘文館、1996年）p.6。

たしたのではないか。今後はこのような観点から徴兵令を検討し、政府（とくに陸軍省）による「家」制度の形成・展開過程を見直す必要がある。また、大島明子氏によると、特定個人の政治家に統率されるような軍隊の解体、すなわち「非政治的軍隊」の創出のために徴兵制が導入された¹⁵。それゆえそもそも徴兵制がいかんにして導入されたのか、徴兵令がいかんにして制定されたのかという問題をも検討に含めなければ、当時における徴兵制の意義、ひいては徴兵制における「家」の意義を解明することはできないのではないだろうか。

徴兵制と「家」制度をめぐる第二の問題として、元老院における徴兵令改正審議がある。明治6年1月制定に制定された徴兵令は、明治12年10月、明治16年12月、明治22年1月に大規模な改正がなされている。当時は法令の決定あるいは改正に元老院の審議を経る必要があった。元老院会議では徴兵令の毎回の改正について激しい議論が交わされた。本書では元老院で議論された争点として次の四つが述べられている。戸主免役の趣旨、国体論と「戸主の法」、一家承継の保護か一家生計の保護か、分家と分産である。それぞれについて詳しく述べることはしないが、どれも戸主免役に代表される「家」制度の保護と国民皆兵の原理との対立、さらに進んで国民皆兵の原理が貫徹されていく過程について書かれている。

元老院は改正審議を通じて徴兵令に大きな修正を加えたが、これは元老院が明治の軍隊の在り方を規定したということであり、この点で元老院会議を検討することは重要であるが、いくつかの疑問点が指摘できる。

第一の点として、度重なる徴兵令の改正を経て明治22年の免役条項の廃止によって国民皆兵の原理が貫徹されるというが、元老院内で一致した国民皆兵の理念が存在したと想定してよいのか、反対に国民皆兵に対抗する原理として徴兵令に「家」の保護が確かなものとして規定されていたと考えてよいのだろうか。これは免役条項を利用した「人民大衆」と免役条項の修正を要求した軍を対立的に捉えていたということと共通する問題である。「家」の保護の想定が困難であることは先に述べたとおりであるが、一方で会議の当初から議員に国民皆兵の理念が共有されていたのであろうか。

この問題について、尾原宏之氏は、そもそも国民は兵役に服する義務を持つ

¹⁵ 大島明子「一八七三（明治六）年のシベリアンコントロール—征韓論政変における軍と政治」『史学雑誌』117（7）号2008年。

ているのかという問いから、明治12年の徴兵令改正に際して元老院で国民皆兵の前提条件をめぐる議論があったことを明らかにしている¹⁶。国民皆兵についてもこの原理を所与のものとして想定することは困難なのである。二つの原理を対立的に捉えるのではなく、両者の内的な連関を見ていく必要があるであろう。

第二点目に、論点ごとに議官の発言が文脈を無視して抜き出されている点がある。たとえば戸主免役の趣旨について、明治12年の徴兵令改正の審議である議官の発言を引用したのちに、その発言を説明するために明治16年改正における審議、さらに明治15年になされた戸籍規則案の審議における他の議官の発言を引いている。審議が行われた当時の議官の構成や政治状況によって元老院における議論の在り方や議官の発言の背景にある考え方は異なってくると考えられるし、内容が類似していても審議している法令が異なれば、議論の焦点は必ずしも一致しないであろう。また、元老院は、議官が自らの意見を「表明」するだけの場ではなく、政治を「議論」する場であるはずである。それゆえ議官の発言を議論の流れの中で位置づける必要があるのではないだろうか。

著者は「徴兵令の「家」への譲歩は撤回され、戸主免役制は、日本の国軍建設過程における一場のエピソードに終わってしまった」(p.261)と述べているが、近年の研究成果をもとに本書を改めて読んでみると、単なるエピソードにとどまらない意義が戸主免役制という論点には残されているように思われる。

3. 選挙と「家」制度

選挙制度と「家」制度の関りは、第六章第三節で論じられている。地租改正や徴兵制でみたように経済・行政では「家」が重要な意味を持ったが、選挙とはいかなる関係があるのか。この点につき、明治以後導入された公選議会の選挙においては、経済・行政とは事情が異なるという。そもそも政府は公選議会について自己に有利な勢力を選択する必要がある、そこでは普通財産制限をもってするが、「家」的選挙を導入する二つのモメントがある。一つは町村寄合という「家」的構成の会議体の伝統を持った町村会の場合、もう一つは普通選挙の導入を余儀なくさせられた場合にこれを財産以外から制限するときである。本項では明治前半期の「家」制度の形成期において問題となった町村会の

¹⁶ 尾原宏之『軍事と公論—明治元老院の政治思想』（慶応義塾大学出版会、2013年）第1章。

選挙をとくにとりあげる。

町村会は地方民会で一番古い歴史を持つが、早くは明治6年に地方官の発意によって開設された。それは兵庫県令神田孝平による民会議事章程略と町村会議心得書の発布に始まる。この規則は神田が翻訳した和蘭邑法・州法などと合わせて他の府県の地方官に影響を及ぼし、全国約三分の一の県に町村会ができたという。初期の町村会では選挙資格に戸主要件が定められ、それに土地所有要件を付け加える場合が一般的であった。

しかし、明治11年に三新法が定められ町村会が全国に普及したが、三新法中の府県会規則で戸主要件は規定されず、内務省も戸主要件はない旨を指摘している。この点について著者は「町村会のように、末端の小単位で古い伝統をもち共同体と密接につらなるものを、「家」から切り離すのは、あまりに革新的で不自然である」(p.275)と述べる。その後、明治13年の区町村会法で区町村自身が区町村会規則を制定するようになってから、戸主要件が復活したようである。

徴兵制度や税制の対象として「家」が単位とされたのにもかかわらず、なぜ一度戸主要件が規定されなかったのだろうか。これについて本書では説明がなされていない。また内務省は土地所有に関しては戸主に所有権を認める司法省の立場に近かったが、町村会の選挙資格に戸主要件を認めなかったこととの間にいかなる関連があるのだろうか。このように事実として選挙における戸主要件の存在が明らかになっているものの、実質的な検討が行われておらず、依然として検討の余地があると考えられる。今後この論点を分析することで、町村会選挙を通じて、町村における「家」制度の在り方を明らかにすることができる¹⁷。

ところで明治期の国政選挙については近年研究が進展している。稲田雅洋氏は第一回総選挙の選挙戦の実態や当選人などを膨大な資料を基に明らかにしている¹⁸。明治初期の町村会を含む地方民会についても、戸主要件を認めるか否かという選挙規則や議会規則を分析するだけでなく、選挙はどのように行われ

¹⁷ 地方民会についての最新の研究として、池田勇太『維新変革と儒教的理想主義』（山川出版社、2013年）第3章。

¹⁸ 稲田雅洋『総選挙はこのようにして始まった—第一回衆議院議員選挙の真実』（有志舎、2018年）。

たのか、当選人たちは議会をどのように運営したのかなどの実態を明らかにしていく必要がある。稲田氏によると、第一回総選挙の当選人300人のうち200人は府県会議員の経験者であり¹⁹、国会と府県会には人的な連続性が認められるのであって、国政選挙を検討するうえでこの点は重要である。

とくに選挙戦の実態を考える際には、国政選挙において各地で行われた、選挙干渉についても考慮に入れる必要があるのではないかと²⁰。先述したように福島は本書で政府は公選議会について自己に有利な勢力を選択する必要があると述べており、種々の改革が民衆の反発を引き起こしていた国家形成期において、これは喫緊の課題である。自己に有利な勢力を当選させるために政府が取りうる手段として、選挙資格を制限することに加えて、直接的な対応として選挙干渉が考えられる。国政選挙で問題になった選挙干渉も含め、地方民会における選挙の在り方を今後検討していかなければならないのではないかと²¹。

IV. 最後に

本稿では、福島正夫の古典的著作を読み直すことで、明治前半期における土地所有、軍隊建設、選挙という三分野における「家」制度研究の「未発の可能性」を再発見することをめざしてきた。土地所有については、個人的所有と「家」的所有との間に原理的な鋭い対立があり、各省はその調整に苦慮していた。しかし、本書では具体的な事案ごとに検討がなされていたため、土地所有における「家」の政策の総体や戸籍制度との関りを見ることはできていなかった。次に、徴兵制の問題であるが、免役条項という「家」の保護と、軍における兵員確保の必要性や国民皆兵の原理との対立構造がとりあげられていた。結果として免役条項は廃止されるが、これを国民皆兵の原理の勝利として捉えてはならない。「家」も国民皆兵という原理も当初から確固として存在したものではないのである。今後は両者の内的な連関を明らかにしていく必要がある。最後に、選挙

¹⁹ 稲田・前掲註(18) pp.212-214。

²⁰ 末木孝典『選挙干渉と立憲政治』(慶應義塾大学出版会、2018年)。

²¹ ただし、升味準之輔によると、初期においては府県会議員という地位が経済的利益や社会的名誉を意味していなかったため、選挙は盛り上がりせず、当選しても辞職するものが多かった。升味準之輔『日本政党史論 第2巻』(東京大学出版会、1966年) pp.59-61。また、同じ点を稲田も指摘している。稲田・前掲註(18) pp.76-78。

制度については明治初期の町村会を見た。町村会の選挙資格における戸主要件という問題は、廃藩置県以降も近世期の「旧慣」を多く残していた村落において「家」制度がいかにかに存立しえたかを明らかにする手掛かりとなる。

本稿で見た「家」制度の問題はアクチュアリティを失っていない。第Ⅰ節ですでに今日における戸籍や世帯の問題を見たが、「国民」の管理という局面において、現代でも「家」制度は影響力を発揮している。とくに「家」制度を強く規定する戸籍制度は、明治におけるその誕生以降、それが持つ経路依存性ゆえに、その制度変化の幅は大きく制約されており、現在日本に存在する番号制度は、戸籍制度を新たな制度に置き換えることなく、行政領域ごとに分立した状態で成立しているのである²²。

最後に、本書を再読することで、「家」制度研究の「未発の可能性」を見出し、今後の「家」制度の研究において、その形成過程まで遡行していくことの意義を評者は確認することができた。本稿は今後の評者自身の研究にとって重要な前提作業となるものである。

²² 羅芝賢『番号を創る権力—日本における番号制度の成立と展開』（東京大学出版、2019年）第1章。